

臨時・春季休業中の心得

宮城県古川黎明高等学校

休業期間 3月2日(月)～4月7日(火)

1 規律ある生活と計画的学習

臨時及び春季休業と併せて、今年度は異例の長期休業に入ります。自律的な生活と主体的な学習態度を築き、黎明生としての自覚を持ち、前向きにこの期間を有効に活用できるよう心がけましょう。

- (1) 規則正しい生活を過ごすよう心がける。また、服装は端正・清潔を保ち、品位のある行動を心がける。
- (2) 自主的・計画的な学習を行う。休業明けの学習に支障の無いよう心がけること。
- (3) 家の手伝いをし、家族の健康面に配慮すること。
- (4) 酒・煙草・シンナー・覚醒剤等の薬物のいたずらは絶対にしない。

2 外出について

臨時休業期間中は不必要な外出をしないようにし、感染症予防と事件・事故に遭わないように十分注意すること。

- (1) 外出する際には、人混みの多いところを避け、保護者に行き先・帰宅時間・同行者などを知らせる。また身分証明書を携行する。
- (2) 夜間の外出は避ける。外出した際は、遅くとも午後8時には帰宅する。
- (3) みだりに外泊はしない。やむを得ず外泊する場合には、保護者に行き先・帰宅時間・同行者などを知らせ、許可を受ける。
- (4) 変質者や不審者に遭遇した場合は、近くの民家やお店に駆け込み助けを求めるなど、安全確保の後、直ちに110番通報する。(最も近いパトカーが駆けつけ、安全確保、犯人逮捕や連続犯行防止につながります)

3 旅行等について

- (1) 旅行などは慎重に準備・計画をし、家庭及び学校へ計画書を提出して許可を受ける。(高校生だけの登山は禁止)
- (2) 長距離の旅行は「旅行届(学割発行願)」を提出すること。

4 健康管理・交通事故防止について

生活のリズムが乱れると健康を害し、しかも休業明け後の生活を狂わせることとなります。また、県内の高校生による自転車による事故被害・加害が増えています。交通事故は直接命に関わります。交通ルール・マナーを遵守し、事故に遭わないように十分に注意して下さい。

- (1) 暴飲暴食を控え、様々な病気の予防に心がける。
- (2) 自転車の二人乗り、並列走行、傘さし・携帯電話使用・音楽を聴きながらの乗車は絶対にしない。また、自動車運転者にわかるよう早めにライトを点灯させる。その他、交通ルールとマナーを遵守し、自分と相手の身を守ること。
- (3) 原付バイク免許・普通自動車免許を取得したものは速やかに学校に届ける。

5 アルバイトについて

本校では長期休業中のアルバイトを許可制にしている。通常時は家庭の事情等でやむを得ずアルバイトをする場合のみ認めている。アルバイトをする者は、以下のことを厳守すること。

- (1) 事前に「アルバイト許可願」を提出し、許可証の発行を受けること。
- (2) 午後8時には確実に帰宅できる就労時間にすること。
- (3) 酒類を提供するなど、風紀上好ましくない場所での就労は認めない。
- (4) 休業終了後の就労期間延長は認めない。

6 その他

- (1) 長期の休業による浮かれた気分やストレスなどから、とかく問題行動や事故の発生が心配されます。自分自身をしっかり見つめ、他者への思いやりと自律心を持って生活すること。
- (2) 携帯電話等による有害情報等への接続、ブログ・プロフ等へ個人情報の掲載、異性紹介事業(出会い系サイト等)など、決して利用しないこと。
また、コロナウイルス感染に関わる根拠のない情報をSNS上に掲載することのないようにし、正しい情報を得て生活すること。
- (3) ロッカー・机内等の学用品、ジャージ、上靴等は、一切持ち帰り、休み中に補修や洗濯をしておくこと。
- (4) 臨時休業中にどうしても学校に来なければならない用事がある場合は、事前に学校に連絡し指示を受けること。
学校☎ 0229-22-3148
- (5) 休業中であっても、頭髪・身だしなみをきちんと整えておくこと。
- (6) 政府・県などからの通達により、今後の情勢や学校の対応が変化することがあれば、「黎明メール」や学校ホームページで情報を発信するので確認すること。

黎明生の良識と他者を思いやる心に期待しています。

尚 志 校 訓 至 誠 精 励

